

4. 応急措置

吸入した場合	高温の熔融樹脂から発生するガスを吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移ること。
皮膚に付着した場合	熔融物が付着した場合には、衣服の上から大量の水をかけ十分に冷却し、衣服を脱がせ医師の手当てを受ける。
目に入った場合	清浄な水で洗浄した後、眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗浄する。目をこすってはならない。
飲み込んだ場合	できるだけ吐き出させ、異常を感じるようであれば医師の手当てを受ける。
応急処置をする者の保護	高温の熔融樹脂から発生するガスや熔融物が付着した衣類や保護具を取り除く。救助者が熔融物等に触れないよう手袋を、使用するなどの注意をする。

5. 火災時の措置

消火剤	水・泡消火剤（エアフォーム）・粉末消火薬剤・二酸化炭素等
特定危険有害性	燃焼ガスには一酸化炭素が含まれる。
特定の消火方法	消火作業は可能な限り風上から行う。 移動可能な製品は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。 火元への燃焼元を断ち、適切な消化剤を使用して消火する。 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置をする。
消火を行う者の保護	初期消火には水、粉末消火薬剤を用いる。大規模火災の場合には、耐アルコール泡で一挙に消火する。製品周辺が火災のときには、製品を安全な場所に移動する。 移動できない時は、製品に水を注水して冷却する。 消化作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を使用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	床面に残るとすべる危険性が高いため、こまめに処理する。 作業の際は適切な保護具を着用し、ガスを吸入しないようにする。 付近の着火源となるものを除く。 【引用文献1】
環境に対する注意事項	流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
除去方法	漏出したものをすくい取り、または掃き集めて紙袋あるいはドラム缶等に回収する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに取り除くと共に、消火の準備をする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策 火災・爆発の防止：作業場では火気をみだりに使用することを避け、整理整頓に努める。 注意事項：情報なし 安全取扱い注意事項：高温の溶解樹脂から発生するガスを吸入したり、皮膚に触れたりしないように、適切な保護具を着用する。
保管	適切な保管条件：直射日光、水漏れ、急激な温度変化等を避ける。 貯蔵場所ではみだりに火気を使用しない。 技術的対策：情報なし 混触禁止物質：情報なし 安全な容器包装材料：クラフト紙・ポリエチレン袋等

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策	粉塵を発生するような取り扱いの場合は局所排気装置を使用する。
保護具	取扱場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備を設けることが望ましい。 呼吸器の保護具：防塵マスク 手の保護具：保護手袋 目の保護具：保護眼鏡 皮膚及び身体の保護具：保護服（長袖作業衣）、保護長靴、保護服等
管理濃度	設定されていない

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	形状：気泡状成形部を有するシート 色：透明 臭い：ポリエチレン臭
pH	該当せず
物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲	融点：100～135℃
分解温度	335～450℃
引火点	341℃
発火点	自然発火性 400℃（平均粒径 24μm） 440℃（平均粒径 106μm）
溶解性	多くの溶媒に溶けにくい、芳香族炭化水素には比較的溶ける。水に不溶。

【引用文献2】

【引用文献2】

【引用文献3】

10. 安定性及び反応性

安定性	一般的な貯蔵、取扱いにおいては安定
反応性	自己反応性なし
避けるべき条件	直射日光、水漏れ、急激な温度変化
避けるべき物質	特になし
危険有害な分解生成物	一酸化炭素(CO)

11. 有害性情報

急性毒性	情報なし
局所効果	情報なし
感作	知見なし
特定の影	変異原性：知見なし
響	発ガン性：IARCの発ガン性区分でグループ3（ヒトに対して発ガン性について分類できない）に分類されている。【引用文献4,5】
	局所(皮膚：目等)影響 皮膚や目に対し、物理的な刺激がある。

12. 環境影響情報

残留性/分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
生態毒性	魚：データなし その他の生物：データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄物は原則として、焼却又は埋立てによって処理する。海洋生物、鳥類が摂取することを防止するため、いかなる海洋や水域でも投棄、放出してはならない。

1. 焼却する時は、焼却設備を用いて大気汚染防止法等に適合した処理を施し焼却する。
2. 埋立てる時は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って処理する。

14. 輸送上の注意

国連分類・番号	分類基準に該当せず
国内規制	消防法における指定可燃物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。 消防法：指定可燃物(合成樹脂類)
輸送の特定の安全対策及び条件	輸送時に容器の破損、腐食、濡れ等のないことと確かめる。 転倒、落下、破損のないように積み込み、荷ずれ防止を確実にを行う。 静電気災害防止を確実に実施する。火気を避ける。

15. 適用法令

法規制	消防法・指定可燃物（合成樹脂類） (3,000kg)
	PRT法(第1種指定化学物質)：該当なし
	(第2種指定化学物質)：該当なし
	安衛法(通知対象物質)：該当なし
	毒劇法(毒劇物)：該当せず

16. その他の情報

引用文献	1) 樹脂ペレット流出防止マニュアル (日本プラスチック工業連盟、1993年2月)
	2) 分子材料便覧 (編者：財団法人高分子学会、発行：コロナ社昭和48年2月20日初版発行)
	3) 産業安全研究所安全資料 (SAFETY DOCUMENT OF RESEARCH INSTITUTE OF INDUSTRIAL SAFETY RIIS-SD-90-1、1990) (労働省産業安全研究所)
	4) IARC MONOGRAPH SUPPLEMENT No. 7 Overall evaluations of carcinogenicity: An updating of IARC Monographs, Volume 1 to 42 (1987)
	5) プラスチックス, Vol. 26, No. 3, P20
記事項	記載内容は現時点で入手できる資料・情報・データに基づいて作成しており、上記の情報は新しい知見により改訂されることがあります。又、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものであって、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご利用ください。 上記の内容は情報提供であって、保証するものではありません。